

## 平成 30 年度の帯広市立中学校の通学区域変更について

### 1. 通学区域の変更の趣旨

小学校の通学区域と中学校の通学区域は、小中連携による指導の一貫性、人間関係の形成における小・中学校間の段差解消、地域と連携した子どもの教育活動の促進、学校、家庭、地域の連携による教育コミュニティの形成などの観点から、小学校区と中学校区が整合していることが望ましい。

今回、一部の児童のみが異なる中学校へ進学する一部の地域で、当面、適正規模の確保等の取り組みや小中一貫教育の取り組みによる影響がないと見込まれる地域について、通学区域を見直すもの。

なお、大規模な通学区域の見直しが必要となる校区については、適正規模の確保等に関する取り組みや小中一貫教育等の取り組み等に合わせて見直しを検討する。

### 2. 通学区域変更箇所

(1) 別図①の中学校区を「帯広第八中学校」から「帯広第五中学校」へ変更する。

※別図①・・・西 16 条南 5 丁目の一部、西 16 条南 6 丁目の一部、緑ヶ丘 3 条通 1～6 丁目、緑ヶ丘 7 丁目の一部、緑ヶ丘 8 丁目

(2) 別図②の中学校区を「帯広第二中学校」から「帯広第一中学校」へ変更する。

※別図②・・・西 19 条北 2 丁目、西 19 条北 3 丁目の一部、西 20 条北 2 丁目、西 20 条北 3 丁目の一部、西 21 条北 2 丁目の一部、西 21 条北 3 丁目の一部

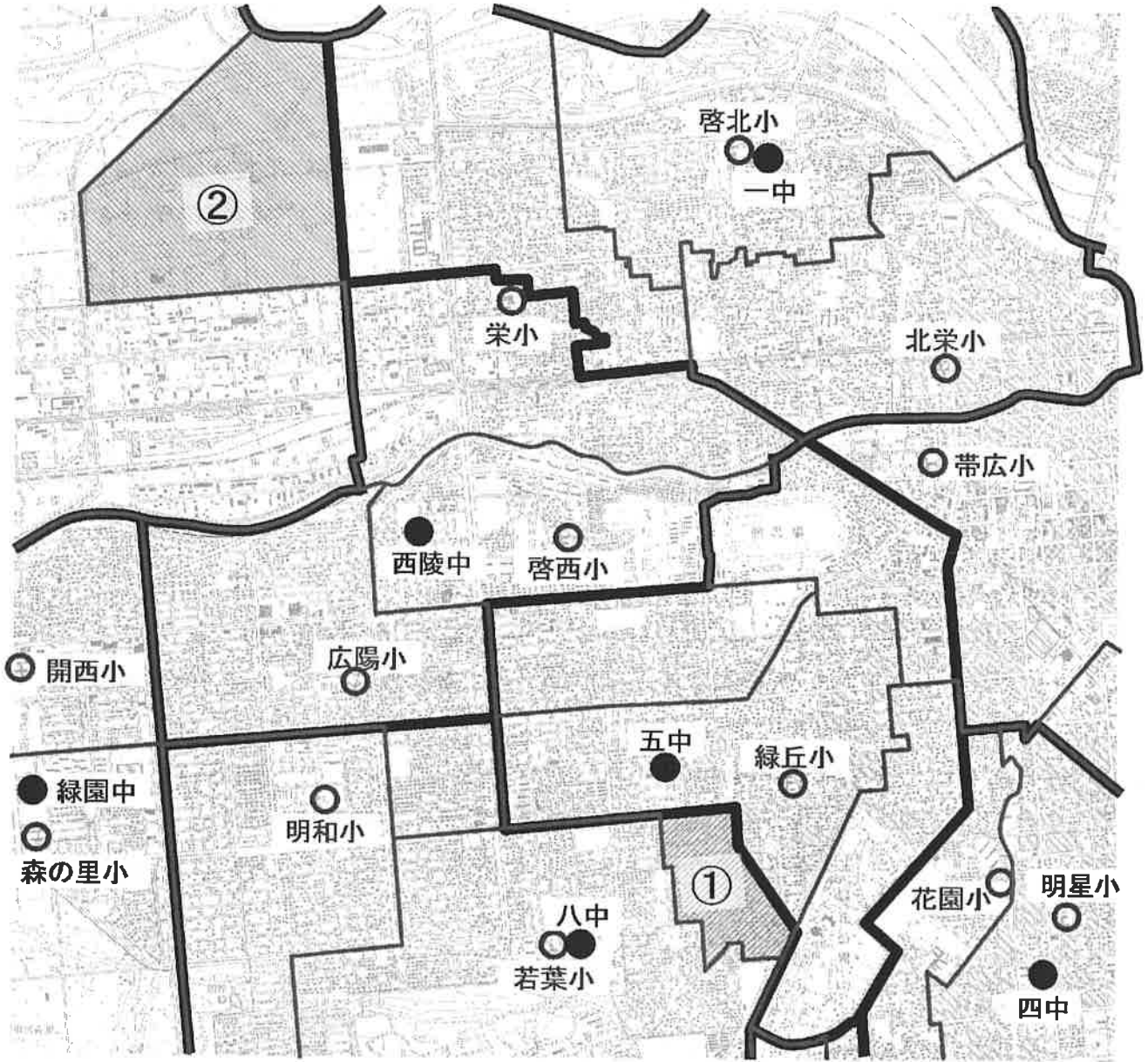
### 3. 経過措置

平成 29 年度現在の小学 1 年生が中学校へ進学するまで、区域外通学許可申請により従来の中学校への進学を許可するものとし、許可期間は、中学校卒業までを原則とする。

なお、兄姉が従来の中学校に在学している場合は、弟妹についても従来の中学校への区域外通学を卒業まで許可するものとする。

小中学校通学区域図

別図



凡 例	
○	小学校
●	中学校
▭ (thin border)	小学校通学区域
▭ (thick border)	中学校通学区域